

意見書案第 11 号

救急搬送による選定療養費の徴収は、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における場合は運用外とすることを求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により茨城県知事に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

牛久市議会議長 小松崎 伸 殿

提出者 大 森 和 夫

賛成者 遠 藤 憲 子

救急搬送による選定療養費の徴収は、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設における場合は運用外とすることを求める意見書（案）

茨城県は2024年12月2日から、救急搬送における選定療養費徴収の運用を開始した。徴収対象となる医療機関（22の大病院）に救急搬送された患者のうち、医師が「緊急性がない」と判断した場合に選定療養費を徴収することで、混雑を防ぎ、大病院が本来の役割を果たし、県の救急医療体制を維持することを目的としている。2024年12月から2025年2月までの3か月間の徴収件数は940件で、救急搬送数に対する平均徴収率は4.2%となっている。

県が行った検証では、救急電話相談で「救急車を呼んで」との判断だった場合でも、搬送先で選定療養費が徴収された事案が報告されている。また、知事は2025年第1回県議会定例会本会議において、「小児や交通事故に遭った場合でも、特定の集団を徴収対象から一律に除外することはしない」と答弁しており、現ガイドライン下で学校や福祉施設からの救急搬送も選定療養費の徴収対象となっている。

子どもや高齢者、障がい者などの特性を鑑みると、福祉や教育の現場で苦痛や症状を的確に伝えられない場合もあり、職員や教員に救急車要請が必要かどうかの判断は非常に難しく、責任問題にも問われかねない。選定療養費を気にかけて救急要請を躊躇し、万が一、手遅れになるようなことは絶対に避けなければならない。

以上のことから、現場の職員や教員が救急要請を必要だと判断した場合、ためらうことなく救急要請ができるよう、以下の事項を早急に求める。

記

1. 救急搬送における選定療養費徴収について、保育所や幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、福祉施設での徴収は行わないこと。
2. 県の「運用状況の検証のための会議」のメンバーに、福祉や教育の現場関係者及び徴収対象外の二次医療機関関係者等も加えより幅広い視点に立った検証を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

牛久市議会